

働く人たちの健康管理を支援します
50人未満の事業場で

小規模事業場を対象とした働く人たちの健康管理事業を始めました



50人未満の小規模事業場を対象にした労働安全衛生法による健康管理支援事業を始めました。

「OHサービスFukuoka」です。生き活きと元気に働ける職場づくりを目指して、経験豊富なスタッフがサポートいたします。

1

健康診断結果後の 医師の意見聴取

医師の意見とは就業判定(就業可、就業制限、要休業)のことです。事業場では一般健康診断結果を5年間保管します。

2

医師の面接指導 長時間労働者/高ストレス者

該当者は本人の申し出により、長時間労働者や高ストレス者は医師の面接指導を行います。事業者が実施します。

3

医師や保健師による 個別訪問支援/保健指導等

健康診断結果に基づき、労働者の保健指導を行います。また職場では安全と健康の観点から職場巡視を実施いたします。

お申込みはホームページから!

OHサービスFukuoka

〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目7-5 ロマネスク赤坂第2・205号
お電話が繋がりにくい場合はホームページのお問い合わせからご連絡ください

☎ 080-2308-3275

✉ info.ohservices.fk@gem.lbbiq.jp

